

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムにおける紛争解決について — トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで

| Page 1/2 |

2018年2月 No.VNM_009

はじめに

ベトナムにおいて事業を遂行する中で、取引先からの支払い拒絶や投資パートナーとの予期せぬ紛争に直面するケースも出てくる。今回は、取引関係から生じるトラブル発生時の初期対応のポイントから、国内外における裁判・仲裁による紛争解決の概要について解説する。

トラブル発生時の初期対応について

取引当事者間でトラブルが発生した場合、まず、当事者間で作成した契約書で関連する契約条件や紛争解決方法を確認し、裁判・仲裁の利用まで見据えた対処方法を検討することが重要といえる。実際の初期段階における対処としては、日本と同様に弁護士名義で、相手方に対して義務の履行を促し、履行されない場合には訴訟提起等の法的手段を執る旨を記載した書面の通知を行うことが一般に行われている。

また、相手方による任意の履行を断念して法的手段を執ることも想定し、裁判所への提訴の期限となる提訴時効を確認の上、関係書面、当事者の証言等の証拠の保全を並行的に行うことも重要である。

国内外における裁判・仲裁について

相手方が任意に義務を履行しない場合、契約書に紛争解決条項が定められていれば当該条項に従い、紛争解決条項が定められていない場合には、各国の法令及び当事者の合意に従い法的手段を講じることになる。ここでは、ベトナム国内外における裁判、及び国内外における仲裁についてそれぞれ概要を解説する。

(1) ベトナム国内における裁判

ベトナム国内における裁判は二審制となっているが、二審判決に対しては監督審による再審理の可能性があり、三審制に近いとの指摘もある。

ベトナム国内における裁判は、他の紛争解決手段と比べると金銭的成本が一般には低く抑えられるため、取引金額が少額な取引については、国内裁判が選択されるケースが多くみられる。

しかし一方で、ベトナム国内における裁判には、第一審では職業裁判官に加え、人民参審員といわれる一般国民が加わるという裁判所の構成、判例制度の確立が近年始まったばかりで、十分な判例の蓄積がないこと等に起因する予測可能性、判決内容の合理性への信頼の低さといった課題が存しているといえる。

この他にも、言語がベトナム語となること、終局的な解決まで数年

要するケースも見られるといった時間的コスト等の問題もあり、ベトナム国内における裁判を紛争解決手段として選択することは、一般には忌避される傾向にあるといえる。

(2) ベトナム国外における裁判

ベトナムに拠点のない日本法人がベトナムローカル企業と取引に入る際には、日本企業側が、日本の本社所在地を裁判管轄とすることを望むケースも見られる。

しかし、日本の裁判判決のベトナムにおける執行については、相互主義の原則との関係上、日本とベトナムの間においては相互の保証が確立されていないため、執行が事実上困難となる。

このような事情から、実際に海外の裁判を紛争解決手段として選択する例は少ないように思われる。

(3) ベトナム国内における仲裁

ベトナム国際仲裁センター (Vietnam International Arbitration Center (“VIAC”)) がベトナムにおける最も代表的な仲裁機関であるところ、取扱件数も増加傾向にあり、2016年には155件の新件が取り扱われている。^[1]

ベトナム国内における裁判との比較では、当事者が仲裁人を選択できること、VIACの仲裁人名簿に日本人も登録されていること、審級がないため迅速な解決を期待できること、手続きが非公開となる等のメリットが挙げられる。

一方で、商事仲裁法上定められた一定の事由が認められる場合に、仲裁判断の取り消しが認められることとなっており、実際にも不合理な理由により裁判所が仲裁判断を取り消す事例もあるため、後述の外国における仲裁と同様、執行の点において課題が存しているといえる。

(4) ベトナム国外における仲裁

ベトナムは、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約) に加盟しているため、国外仲裁判断をベトナム国内で執行することが制度上可能である。また、実際に選択されることの多いシンガポール国際仲裁センター (SIAC) 等における仲裁は、ベトナム国内における仲裁と同様のメリットが挙げられる他、仲裁人及び仲裁機関の経験値が高いこと、第三国であるが故の当事者にとって公平感が得られやすさといった利点も挙げられる。

ただし、紛争解決コストが他の解決手段と比較すると高額になりうる点に加え、国外仲裁判断の執行に際しては、ベトナム国内の裁判所による承認が必要となること、ベトナム国内の裁判所が、契約書中の不備等形式的な不備を理由に、国外仲裁判断の執行を拒絶するケースが見受けられるといった課題も存している。

(5) 紛争解決手段の選択について

以上を総括すると、ある程度金額の大きい取引を実施するに際しては、SIACをはじめとした実績のある第三国の仲裁機関にける仲裁が好まれる一方で、訴訟コストを確保することが難しいような取引においては、ベトナム国内における裁判が選択される傾向にある。紛争解決手段の選択に当たっては、各手段のメリット、デメリットを勘案の上当該取引に最も即したものを決めることが重要である。

最後に

トラブル発生を未然に防ぐためには、紛争解決条項を含め、適切な条件を定めた契約書を作成しておくとともに、日ごろから取引先による債務の履行状況の確認を行うことが重要である。また、実際にトラブルが発生してしまった際には、初期段階から専門家の助言を得た上、適切に対処していくことが肝要といえる。

[1] <http://eng.viac.vn/statistics/vietnam-international-arbitration-centre-report-on-summarizing-activities-in-2016-a445.html> (アクセス日: 2018年2月2日)



お問合せ先

HANOI / HO CHI MINH CITY



三浦 康晴 (アソシエイト)
ベトナム登録外国弁護士

> [View Profile](#)

M&Aや一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> [View About / Vietnam Practice](#)



鈴木 由里 (パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



二本松 裕子 (パートナー)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

ベトナムプラクティスマンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



上東 亘 (アソシエイト)
第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から約2年間、ハノイ法科大学内で教鞭をとりました。2015年3月よりAPACのハノイオフィスに出向してクロスボーダー法務、M&A、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム出をサポートしています。



戸松 夏子 (アソシエイト)
東京弁護士会

> [View Profile](#)

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依頼することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依頼せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。